

意見書案第2号

新型コロナウイルス感染症に係る検査体制等の拡充に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和2年3月16日

川崎市議会議長 山崎直史様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	岩隈千尋
	〃	堀添健
	〃	露木明美
	〃	木庭理香子

新型コロナウイルス感染症に係る検査体制等の拡充に関する意見書

昨年12月、中国湖北省武漢市において発生が確認された新型コロナウイルス感染症は、世界各地に広がり、我が国においても死亡者を含む感染者が増加しているほか、有効性が確認された抗ウイルス薬がないこと等から、感染症に対して市民は不安や恐れを抱いている。

国は、1月、新型コロナウイルス感染症を指定感染症等に指定する政令を公布し、2月には、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を取りまとめ、国内感染対策や水際対策の強化を含む総額153億円の対応策を実施するとともに、感染の流行の早期の終息を目指し、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を作成するなど、各種の対策を講じているところである。

しかしながら、同基本方針においては、新型コロナウイルスを検出できる唯一の検査法であるPCR検査について、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断の際に限定しているが、入院を要しない場合でも検査により感染症であることが判明すれば、重篤化の予防や他者への感染防止等の対応を行うことができるとともに、市民が安心して生活を送るため検査へのニーズも高いものと考えられる。

よって、国におかれては、市民が健康で安心して生活できるよう、PCR検査の対象拡大や簡易検査キットの早期の実用化等に取り組むことにより、感染が疑われる者等を優先として検査体制の拡充を図られるとともに、必要となる医療体制を確保されることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣